

# 山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 策定業務委託仕様書

## 1 委託業務名

山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

## 2 委託の目的

本業務は、高齢者を取り巻く諸制度や社会環境等の動向・変化を踏まえ、山武市における高齢者保健福祉や介護給付に対するニーズ・需要の分析・推計を行うとともに、本市が目指すべき高齢者保健福祉・介護保険事業の方向性とその実現方策について検討し、令和6～8年度を計画期間とする「山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定支援を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日(金)までとする。

## 4 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するに当たり必要な情報収集・資料提供等の協力を行う。

## 5 提出書類等

業務実施計画書

業務責任者及び連絡先

各年度に記載の納品提出物

委託期間内において、適宜中間成果品の提供を求められた場合、受注者は中間成果品を提出すること。

## 6 支払方法

年度ごとに業務完了後一括払いとする。

## 7 著作権等

本業務委託により得られた成果物等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)その他の権利は、発注者に帰属するものとする。

また、受託者は著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

## 8 その他留意点

個人情報に関する取扱いを適正に対応すること

## 9 疑義

本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示、承認を受けるものとする。

## 《令和4年度業務内容》

### 【アンケート調査】

受注者は、山武市民を対象としたアンケートを厚生労働省が示す各種調査における設計から実施し、結果の集計及び分析までの次に掲げる業務を一括で行うものとする。

#### (1) 対象者

- |   |        |
|---|--------|
| ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上の市民(無作為抽出)) | 1,000人 |
| ② 在宅介護実態調査(施設入所者を除く要介護認定を受けている市民)                   | 600人   |
| ③ 40歳～64歳市民調査(第2号被保険者抽出調査)                          | 550人   |
| ④ ケアマネジャー意識調査                                       | 140人   |
| ⑤ サービス事業者意識調査                                       | 70社    |
| ⑥ 医療機関等   | 70人    |

#### (2) 調査内容

調査票の内容については、厚生労働省が示す各種調査に係る手引き等を十分考慮し前回実施したアンケート調査を元に、山武市の状況を踏まえ調査を行い、内容及び設問数は、受注者が発注者と協議の上、検討・作成する。

### 《第9期介護保険事業計画において重視すべき点》

#### A) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査項目は、第8期同様に以下を追加を検討する。

地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握する。

- ・性別、孤独、孤立の実態設問
- ・介護用品の助成意識調査と介護保険料の負担調査
- ・移動困難移動実態質問 お買い物 通院 通いの場等
- ・ゴミ問題実態質問
- ・高齢者介護に関する意識調査
- ・虚弱高齢者を把握する運動器機能低下、低栄養の傾向、口腔機能低下、閉じこもり傾向、認知機能低下
- ・転倒リスク/IADL

・社会資源 ボランティア参加頻度 助け合いの状況 地域づくりへの参加意向 主観的幸福感 等

B) 在宅介護実態調査

介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること。

(3) 対象地域

市域全体

(4) 抽出方法

対象者は発注者が選定し、受注者に提供する。

(5) 調査方法

調査票の送付、回収は原則として、郵送等により行う。

(6) 想定回収率 約65%

(7) 調査票の作成

(ア) 調査票の内容は、発注者と受注者とが協議のもと決定する。

厚生労働省から示される調査項目を加味し受注者が作成する。

(イ) 本業務の実施に当たって必要となる行政資料は、協議の上、発注者が受注者に貸与する。

(8) アンケート調査票の印刷、発送用返信用封筒の印刷、発送、回収等

(ア) 調査票及び封筒の印刷作成、発送及び回収は、発注者と受注者と協議のもと受注者が行う。

(イ) 発送用封筒の大きさは「角2号」、返信用封筒の大きさは、「長3号」とする。

(ウ) 宛先データを市が作成し受注者に提供する。

(エ) 発送用封筒及び返信用封筒並びに印刷代、発送、回収等の費用はすべて受注者の負担とする。(委託料に含むとする)

(オ) 返信用封筒へは返信先宛先(会社又は私書箱)の左下に「山武市アンケート調査受託事業者」と明示印刷する。

(カ) 宛先データを印字する場合、旧字体、変体仮名等の氏名者においては、カタ

カナでの住所・氏名を切り替えて印刷し送付する。アルファベット、ローマ字等は氏名にそのまま使用する。

(9) アンケート調査の集計及びデータの作成

- (ア) 回収後の調査票は、受注者が集計を行う。
- (イ) 数値データの入力
- (ウ) 記述データの入力
- (エ) 自由記載欄のデータ化を行う
- (オ) 意見の多い順にまとめる。

(10) 成果品 アンケート調査集計結果の納品期日

令和5年3月 27 日(月)までに調査集計結果を紙ベース(2部)及び電子データ(データ形式については別途協議)により納品する。

## 《令和5年度業務内容》

### 【アンケート調査業務報告書の提出】

#### (1) 調査結果の集計・分析

- ① 結果の集計・分析(受注者がコメントを入れる)
- ② 集計表・グラフの作成
- ③ 分析に関しては、市全域と地域ごと、内容により世代別を分析する。
- ④ 調査・分析の結果を報告する

#### (2) 調査報告書の提出

「山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定基礎調査業務報告書」 成果品を納品 4部(1部 200 ページ程度)

### 【事業計画書作成及び提出】

#### (1) 調査結果の分析等

実施したアンケート調査結果をもとに、現状の評価、分析、課題整理、改善方策の提案を行う。厚生労働省の動向や情報の収集を行い、課題を整理し市と協議の上改善方策を立案する。

人口・サービス供給量の推移、介護保険料・サービス給付費の設定を行う。

事業計画の提案は、PDCA サイクルを活用し地域ビジョン(将来構想)に向けた計画であること。

地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、高齢者の自立した生活(自立支援)と重度化防止を強化する方向性を鑑みて計画を提言すること。

#### (2) 現状の評価・分析と課題整理及び報告書の作成

##### ① 現状の評価・分析と基本的な施策目標及び重点課題の整理

これまでの市における高齢者福祉及び介護保険の現状の評価・分析を行うための資料作成を行う。資料作成には、本調査結果のほかに市が保有するデータを活用すること。

また、将来にむかって少子高齢化や市民主体の街づくりに対応した今後の市における高齢者福祉及び介護保険の方向性を提言する。

## ② 上位・関連計画調査

計画の策定に当たり、前提として踏まえる必要のある総合計画や地域福祉計画など各種計画の概要を把握し、本計画との関わりを整理する。

千葉県介護保険事業支援計画及び千葉県が定める地域医療構想を含む医療計画の整合性を図ること。

## (3) 施策・事業の進捗状況の評価

関係機関や団体(市内事業者を含む)にインタビュー調査を実施し、意見をとりまとめ計画策定に反映する。

## (4) 施設整備計画の検討

第9期計画に計上する高齢者福祉施設・介護保険施設の整備計画を検討するに当り長期的な介護サービスの需給見込みを推計し、施設の必要規模を試算する。

## (5) 介護サービス供給量の推計

介護サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果を基に第9期計画期間、令和8年度までの各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成のための方策の検討を行う。サービス量推計については、国の地域包括「見える化システム」を活用する

## (6) 介護保険料の設定

介護サービスの種類ごとの現状の把握と評価、それぞれの事業量を算定しその結果を踏まえ、市の高齢者人口の推移・介護サービス利用者数の推移について経年的に把握した上で、発注者と調整しながら、第9期計画期間の介護保険料を設定する。

## (7) 山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画案の作成

各種調査結果、第8期計画を踏まえ、「山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の原案を作成する。

介護保険運営協議会に諮るための計画案を作成し、介護保険運営協議会の意見を受け、発注者が検討した結果により、さらに適宜加筆・修正を加え、計画案を作成する。計画案には、第9期計画期間までのサービス見込み量を記載するものとする。

#### (8) 計画策定支援業務の執行体制

- (ア) 受注者は本業務委託の遂行にあたっては責任者および担当者(1名以上)を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者および担当者は、介護保険・高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における計画策定支援業務に従事した経験を有する者とする。
- (イ) 受注者は、契約期間中、常に国の動向に注視しつつ、その動向に柔軟に対応するものとする。

#### (9) 計画策定支援業務に係る協議

受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と十分な打ち合わせをしなければならない。

#### (10) パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言、コメントの取りまとめ等の支援を行う。

#### (11) 会議への出席・運営支援及び議事録作成

- (ア) 契約期間中に行われる介護保険運営協議会への参加及び協議会運営支援、協議会資料(25部程度)・議事録の作成
- (イ) 高齢者福祉課との作業確認、打合せ及び打合せ記録の作成
- (ウ) 協議会・打合せには本事業計画の担当者が出席し、必要があれば助言等を行う。

#### (12) 成果品

事業計画書は、期日までに納品すること

- (ア) 山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
簡易製本3部
- (イ) 計画作成等参考資料一式(他市の状況や国の動向等、次年度に作成する山武市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の必要な資料等)
- (ウ) 山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
A4判、表紙4色、本文再生紙1色、約150頁、200部 表紙については、デザイン・レイアウト含む 200部 納品期限 令和6年3月22日(金)

(エ) 山武市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画概要版

A4判、表紙・本文ともに4色、約8頁、22,000部、全頁デザイン・レイアウト含む  
概要版は、市および市の指定先1ヶ所に分けて納品する。(納品場所は2ヶ所)

100部ずつ仕訳けられるよう目印を添えること。 22,000部

(オ) 全ての提出物の電子データを納品(電子データはCD又はDVD)にて提出

電子データ 納品期限 令和6年3月22日(金)